

## 第23回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成28年12月22日(木) 13:30~14:30
2. 開催場所 日本電気協会 6階609会議室
3. 出席者(順不同, 敬称略)  
出席委員: 白石主査(日本原子力発電), 伊藤副主査(中部電力), 鈴木(東北電力), 山田(北陸電力), 尾上(関西電力), 高井(原子力安全推進協会), 高取(中国電力), 河津(九州電力), 船橋(日本原子力研究開発機構)  
(計9名)  
代理委員: 吉田(北海道電力・小川代理), 池上(四国電力・高畑代理), 齊藤(電源開発・君和田代理), 菊池(日本原燃・附田代理) (計4名)  
欠席委員: 井上(東京電力HD) (計1名)  
常時参加者: 藤田(日本原子力発電) (計1名)  
オブザーバ: 久保山(九州電力) (計1名)  
事務局: 井上, 大村(日本電気協会) (計2名)
4. 配布資料  
資料 No.23-1 第22回原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)  
資料 No.23-2-1 JEAG4627-200X 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(案)  
資料 No.23-2-2 【参考資料】としての記載(例)  
資料 No.23-3 コメント一覧(本文, 解説, 参考)  
資料 No.23-4-1 【本文、解説】第22回検討会 設計指針案と第23回検討会 設計指針案との比較表  
資料 No.23-4-2 【参考資料】第22回検討会 設計指針案と第23回検討会 設計指針案との比較表  
  
参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 委員名簿  
参考資料-2 原子力発電所緊急時対策所の設計指針 改定スケジュール(案)
5. 議事
  - (1) 定足数確認, 常時参加者等の承認について  
主査による代理出席者の承認後, 事務局より定足数確認時点で, 出席委員数が代理出席者を含め13名となり, 委員総数の3分の2(10名)以上で会議招集の定足数を満たしているとの報告があった。また, 事務局より, オブザーバ出席者の紹介を行い, 主査により承認された。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料 No.23-1 に基づき、前回議事録案の説明があり、正式な議事録とすることが承認された。

(3) 原子力発電所緊急時対策所の設計指針の改定について

1) 設計指針の改定内容について

原子炉発電所緊急時対策所の設計指針の改定について、第 22 回検討会以降の委員コメントに対する対応の確認を行った。

主な検討項目及び意見は以下のとおり。

○本文：2. 適用範囲

- ・適用範囲について、指針を作るための基本方針が協会にあって、発電用原子炉に限ることになっている。研究炉等が入ってくると、検討会マターではなく、分科会、規格委員会マターとなる。原文のとおりであれば、問題ない。

→この指針を参考に緊急時対策所を作っていただければ良いので、原文のとおりとした。

○本文：4.13 原子力防災管理者：コメントなし

○本文：5.5 緊急時対策所の広さ：コメントなし

○解説-4：コメントなし

○解説-5：コメントなし

○解説-11, 12：コメントなし

○参考資料 加圧時の相対湿度低下の対応策：コメントなし

○参考資料 緊急時対策所の運用面から要員交代を行わない場合において、仮に交替を行うと想定した場合の交替に伴う被ばく線量の影響を整理：

- ・削除との要望が出たが、検討会としては残すとの結論なのか。

→資料 23-4-2 P7 に記載のとおり、参考として残している。

→緊急時対策所の運用面から要員交替を行わない場合も認められているが、その場合であっても交替を行うと想定した場合の被ばく線量の影響を要求された事例がある。

○資料の修正

- ・各資料について、“JEAG4627-200X”を“JEAG4627-201X”に変更する。

以上の検討の後、次回安全設計分科会に上程することについて、挙手にて賛否を問い、全員の賛成で可決された。

○安全設計分科会資料

- ・2月の分科会資料は、2010年版と改定版の比較表、本文、そしてPPT資料とする。詳細は、主査一任とした。

## 2) 今後のスケジュールについて

- ・2/9 に安全設計分科会，3 週間の書面投票で大きなコメントがなければ，3/21 の原子力規格委員会に上程し，書面投票が実施される。原子力規格委員会の書面投票で大きなコメントがなければ，それ以降2 ヶ月間のパブコメを行うこととなる。
- ・パブコメまでに，可能ならば安全設計分科会から原子力規格委員会までの間に，「規格作成の手引き」のチェックシートに基づいて，誤記チェックをお願いしたい。
- ・分科会でコメントを受けると，次の分科会で回答をすることとなる。原子力規格委員会でコメントを受けた場合は，一旦分科会に戻り，承認を得た上で，規格委員会に回答する必要がある。
- ・資料23-2-1 P14 NUREG の記載について，75ft<sup>2</sup>/人が要求事項かどうか，原文を確認すること。  
→確認の結果，変更が必要な場合は，変更することとする。

## (4) 検討会の次年度活動計画

次年度は参考資料2 のスケジュールで進むと，発刊準備を行うことになる。次年度活動計画については，主査，副主査と相談の上，主査から検討会メンバーの確認を得ることとする。

## (5) 次回検討会

次回検討会は，別途調整することとなった。

以 上